

(14)、(15)、(20)、(21) の解説

(14) 都市計画法第 29 条及び第 43 条に規定する許可の申請

●開発行為（主として建築物の建築等のための土地の区画形質の変更）に該当する場合、都市計画法の許可が必要になる場合があります。具体的な計画が決まりましたら、必要に応じて開発行為に該当するかどうか建設課開発指導担当にご相談ください。

(15) 建築基準法第 6 条に規定する申請

●建築確認申請が必要になるかどうかは滑川町には建築主事がおりませんので、埼玉県川越建築安全センター東松山駐在（TEL0493-22-4340）にお問い合わせください。

(20) 道路法第 24 条、第 32 条及び第 47 条の 2 に規定する許可の申請

●当該工事のために町道の工事が必要な場合や、施工時に町道部分に鉄板を敷く等占有が発生する場合、物資の搬入等でトレーラー等の特殊車両が町道を通行する場合には許可が必要となります。具体的な計画が決まりましたら、上記許可が必要かどうか建設課管理担当にご相談ください。

(21) 河川法第 24 条、第 26 条、第 27 条及び第 55 条に規定する許可の申請

●当該工事のために河川区域内に工事が必要な場合や、施工時に河川区域内に鉄板を敷く等占有が発生する場合には許可が必要となります。具体的な計画が決まりましたら、上記許可が必要かどうか建設課管理担当にご相談ください。

【問い合わせ先】 建設課 TEL：0493-56-4068（直通） FAX：0493-56-2448